

EMBAJADA DE ESPAÑA EN JAPÓN

氏名 生年月日(年/月/日)

パスポート番号

## ワーキングホリデー査証申請に伴う宣誓書

- (A) 2017 年 4 月 5 日付けで東京にて締結されたワーキングホリデー制度に関するスペイン王国政府 と日本国政府との間の協定を下に、以下の要件を全て満たしていることを申告し、ワーキング・ホリ デー査証を申請する。
- (B) ワーキングホリデー査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (C) 有効なワーキングホリデー査証を所持する者に対し、入国の日から最長1年までの期間スペイン 滞在が許可され、かつ、旅行資金を補うために必要な限りにおいて、受入国スペインにおいて効力 を有する法令に従って就労が認められていることを把握していること。
- (D)被扶養者を同伴しないこと。
- (E) 有効な旅券及び帰国のための切符、又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- (F) 受入国における滞在中の最初の3か月間の生計を維持するため、月額最低€538、合計€1614に相当する資金を所持すること。
- (G) 滞在終了時に受入国スペインを出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。
- (H) 以前にワーキングホリデー査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。
- (I) 健康であることが医療診断書により確認されること。
- (J)滞在中の傷害・疾病における死亡・治療をカバーする海外旅行保険に加入する事を重要だ と理解し、加入しない場合には関連費用の全ては自己負担になる事を承知する。
- (K) 犯罪経歴を有しないこと。
- (L) 受入国に滞在する間に、受入国スペインにおいて効力を有する法令を尊守する意図を有すること。
- (M)以上のすべてのことを証明する書類等を有し、必要に応じて当該締約国政府からその提出を求められる場合それを提出することと、受入国スペイン滞在中、当協定に示されている前記の決まりごとを尊守する意図を有すること。

東京、年月日